

# 寮内規則

Ver.2013.11.18

## 【目的】

第1条 本学生寮利用規則は、入寮されている皆さんに、良好な住環境及び勉強環境を提供することを目的に定めたものです。出身国が違う留学生がともに居住、勉強、交流をする場として、相互理解を深めながら、共同生活の向上に努めてください。また、責任ある行動を通じて、充実した学生生活を送ってください。

## 【遵守義務】

第2条 入寮者は、本寮が共同生活の場であることを認識し、本規則を遵守して学生として節度ある行動をとらなければなりません。

## 【エリア分け】

第3条 本寮は男子寮です。入寮者は、女性を1階より上にあげてはいけません。入寮者が女性と面談する場所は共用エリアの1階に限定します。

2. 電気室、機械室、ポンプ室、管理室などへは立ち入り禁止とします。
3. 前各項において、緊急時や災害時、管理者が認めた場合には、立ち入りを認めます。

## 【寮の運営】

第4条 本寮には各国からの留学生が入寮するため、生活習慣の違いから様々な問題が起きる可能性があります。そのため、各国から代表者を一人決め委員会を設け、寮長と共に、問題の解決を行うこととします。ただし、委員会で決定、解決できなかった場合は学校と相談することとします。

## 【門限】

第5条 門限は24:00です。必ず遅れることのないようにしてください。アルバイトについても門限に間に合うようにしてください。また、万一遅れる場合は、夜22:00までに必ず寮長へ電話連絡するようにしてください。

## 【寮の施錠】

第6条 寮全体出入り口の施錠は各自が責任を持って、鍵をかけるようにしてください。特に門限後と誰もいなくなる通学時間帯は、自分しかいないと考えて積極的に鍵をかけてください。

## 【居室の施錠】

第7条 食事など短時間である場合も含め、居室を不在にする際は防犯上必ず鍵をかけてください。特に2人部屋に関しては施錠を忘れることがないように十分に注意してください。また窓は開けたままの場合、鳩が入る可能性があるため、外出時は必ず閉めてください。

2. 現金や貴重品及び自室の鍵は各自の責任で管理・保管してください。万一、紛失しても寮長・管理者はその責を負いません。
3. 鍵の紛失・破損の場合は直ちに寮長へ連絡してください。鍵の紛失・破損の結果、鍵を付け替える必要がある場合は、費用を負担していただきます。

## 【喫煙】

第8条 喫煙は1階階段下で喫煙を、それ以外の場所では喫煙しないでください。それ以外での場所での喫煙、あるいは喫煙の跡を発見した場合は全館禁煙とします。

2. 寝たばこ、窓から吸い殻の投げ捨てをした場合、退寮とします。

## 【清掃】

第9条 入寮者は自分の居室内の清掃を行い清潔に保つとともに整理整頓を心がけてください。

2. 寮内で企画された掃除には参加し、掃除当番となった場合はその義務を果たしてください。
3. 廊下、階段、1階ホールには私物やゴミを置かないで、必ず寮室に持ち帰ってください。私物に関しては、共用スペースに置いた場合、寮長の判断で移動または廃棄する場合があります。

## 【ごみの処理】

第10条 日常のゴミの処理については寮長の指示に従い、ゴミ収集日の日時に種類別に分別を行い指定された場所に出してください。

2. 電気製品のように処分が有料のゴミは入寮者が費用を負担してください。

## 【共用スペースの利用方法】

第11条 キッチン、洗濯機、シャワー室、トイレなど、共用スペースに関しては使用后、常に清掃・片付けを行い、次の使用者が気持ちよく使えるようにしてください。

2. 各階の共用スペースについては、整理整頓を心がけてください。私物が放置されていた場合は、寮長の判断で移動または廃棄する場合があります。
3. 入寮者は1階共用スペースの清掃、整理整頓に努めてください。
4. キッチン、シャワー室は決められた時間を守ってください。
5. 共用スペースの電源は寮長の許可を得た場合、利用できます。

## 【設備】

第12条 寮室内及び共用スペースにおいてある家具、電気製品等の使用に際しては、丁寧に扱い、万一故障したらすぐに、寮長に報告してください。なお原因が故意・過失で壊したと認められる場合は入寮者の負担で復旧します。

2. 退寮の際に備え付けの家具・家電を運び出した場合、同等品の購入費用をお支払いいただきます。
3. 備え付けの家具・家電以外や生活用品は各自用意してください。寝具は備え付けてあります。
4. 寮内の消耗品(電球・トイレトーパー)は入寮者の費用負担で交換します。
5. 設備の原状を変更することはできません。
6. 室内外の壁・柱・タイルそのほかに「釘」「ねじ」を使用しないでください。原状を変更した場合、退寮時に修繕費をいただきます。

## 【エアコン】

第13条 エアコンはその機械の性質上、急激な温度設定をすると止まることがあります。そのため、エアコンの設定温度は、夏は最低 20 度で、冬は最高 25 度の間で使用してください。

## 【ベッドシーツセット】

第14条 ベッドシーツセット(ベッドシーツ・枕カバー・毛布シーツ)は必ず使用し、最低週2回決められた日に交換してください。

2. ベッドシーツセットはレンタル品ですから、本来の使用以外に使用しないでください。
3. ベッドシーツセットを使用しないで、マットレス・毛布・枕などを汚したと判断される場合は買い替え費用をいただきます。

## 【水道・光熱費】

第15条 水道・光熱費は毎月、寮全体の使用量に応じて請求されたうち、30%を学校が、残り70%を入寮者数で割り集金します。

\*みんなで節電・節水に努めましょう。

## 【ご飯】

第16条 ご飯は1日に1度、学校でまとめて炊きます。そのご飯を食べる入寮生は毎月、ご飯代を集金します。

### 【来客】

第17条 外来者を寮内に立ち入らせる場合、寮長の許可を得、入寮者は外来者名簿に所定の事項を記入しなくてはなりません。ただし、部屋へ異性を立ち入らせてはいけません。

2. 外来者がツインルームに立ち入る場合は、必ず同室者の許可を得ておかななくてはなりません。
3. 外来者の22時以降の滞在は厳禁とします。
4. 外来者を宿泊させることはできません。

### 【外泊】

第18条 外泊する場合は、当日の午前中までに「外泊届」を寮長に提出してください。

2. 「外泊届」の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに寮長に連絡してください。緊急時の連絡に必要となるので徹底してください。

### 【防犯・防火訓練等】

第19条 防犯・防火訓練等を実施する場合は、特別な理由がない場合、参加してください。

### 【寮内の集会】

第20条 寮内で集会を開く場合は、必ず開催の7日前までに寮長に申し出て許可を得てください。

2. ポスターの掲示は事前に寮長の許可を得、定められたところのみに掲示してください。

### 【緊急の事態】

第21条 万一、火災や盗難等の事故があった場合には、至急寮長に連絡してください。

2. 本人または他の入寮者が病気になった場合にも、速やかに寮長に連絡してください。

### 【寮室内への立入】

第22条 管理者は、火災・地震などの震災時や事件・事故等の緊急時など必要と認められる場合には、入寮者が不在であっても、寮室内に立ち入ることができます。

2. 管理者は、消防設備の点検等管理上の目的により寮室に立ち入る必要がある場合、入寮者に事前に予告して寮室内に立ち入ることができます。
3. 管理者は、客観的事実に基づき入寮者が本規則に違反していると推定される場合、入寮者の立会いのもと寮室内に立ち入ることができます。ただし、本人の立会いが困難な事由がある場合はこの限りではありません。

### 【禁止事項】

第23条 入寮者は、他の入寮者及び近隣居住者に迷惑のかかる以下の行為を行ってはなりません。

- ① 銃刀法や薬物関連法など、法令などに反するもの(鉄砲、刀剣類等)または爆発性、発火性を有する危険物を製造または保管しないでください。
- ② 本寮の建物、設備及び備品(排水管等を含む)を腐食または毀損させる恐れのある液体などを使用または保管しないでください。
- ③ テレビ・オーディオ機器・楽器などの音量や深夜早朝の移動音・話し声は、決してほかの入寮者の迷惑とならないようにしてください。また、近隣住民の平穏な生活を妨げるようなことのないようにしてください。
- ④ 暴力組織への加入・関係者の出入り、政治的・宗教的な活動団体への他の入寮者に対する勧誘及び、それらの活動に関する集会・行事などの開催、ネズミ講やマルチ商法などの販売活動、そのほか風紀秩序を乱す行為を行うことはしないでください。
- ⑤ 防災上、石油・ガスストーブ、ガスコンロなど火気を使用するものの持ち込みはできません。
- ⑥ 犬、猫のほか小動物・魚などのペットの飼育をしないでください。
- ⑦ 階段・廊下などの共有スペースへの物品の残置及び設備、看板の設置。許可された場所以外へのポスターなどの掲示はしないでください。
- ⑧ 窓から物を捨ててはいけません。
- ⑨ ビラ・パンフレットなどの印刷物の配布及び掲示をしないでください。
- ⑩ 通常時の非常用出口の使用。また、避難経路に私物を放置しないでください。
- ⑪ 金銭による賭け事をしてはいけません。
- ⑫ その他、共同生活上不適当な行為をしないでください。

### **【退寮処分】**

第24条 万一下記のような行為が認められた場合、退寮処分を命じます。その場合、当該寮生は管理者が指定する期日までに退寮するものとします。

- ①本契約および、寮内規則の不遵守、日本の法律を犯したなど、管理者が必要と判断した場合。
- ②3か月以上、寮費、水道・光熱費などの未払いがあった場合。
- ③倉敷外語学院に学籍がない場合、退学処分となった場合。
- ④その他、学院が退寮させる必要があると判断した場合。

### **【退去の申し出】**

第25条 退去する場合は退去希望日の2か月前までに管理者に退去届の提出が必要です。なお、居室・設備について点検を行い、万一破損・紛失があった場合は、その実費をいただきます。

### **附 則**

#### **【施行期日】**

1. この規則は2013年11月18日から施行します。